

こどもの権利をまち 全体で守るために

「対話」を大切にし、それぞれの立場で できることに取り組みましょう！



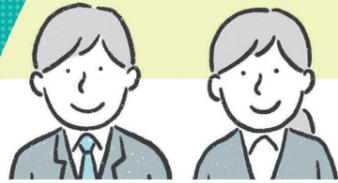
大人

- こどもを権利主体と認識し、こどもの権利を理解し、大事にする
- こどもに向き合い、対話を心掛け、寄り添う



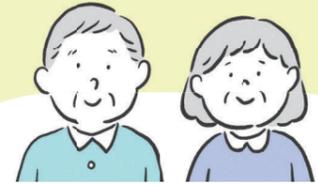
保護者

- こどもの成長、そして権利を守ることに最も重要な責任があることを認識し、こどもにとって最も良いことは何かを考えて育む
- こどもが自分の権利を正しく理解し、他人の権利も大事にできるよう必要なサポートをする



学校などの関係者

- 発達段階などに応じて、育ちに必要なサポートをする
- こどもが自分の権利を正しく理解し、他人の権利も大事にできるよう必要なサポートをする



地域住民など

- こどもが安全安心に暮らし、健やかかつ豊かに成長できるよう見守り、サポートをする



市

- 各主体と協働して、こどもに関する取組みを推進する
- 各主体が役割を果たすために必要なサポートをする



1

安心して暮らす権利

- 自分らしく過ごせる居場所がある
- 体や心を傷つけられない など

4

豊かに育つ権利

- 遊んだり、学んだりする
- 文化やスポーツなどさまざまな経験をする など



こども

- こどもの権利について正しく理解する
- 他のこどもにも権利があることを理解し、大事にする

2

自分らしく生きる権利

- 自分らしさが認められる
- 自分のことを自分で決められる など



3

主体的に参加する権利

- 自分の意見や考えを言える
- 仲間を作って集まる など



事業者

- 保護者である従業員が子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを目指す
- ビジネスをするなかで、こどもの権利が守られるよう配慮する

権利を守るための取組みの推進

各主体が協力し、こどもに関するさまざまな取組みを 行うことにより、こどもの権利が守られます。

- 子育て家庭などへの支援
- 虐待・体罰の防止
- 多様性の尊重
- 権利侵害からの救済
- こどもの居場所づくり
- いじめの防止
- 意見表明・参画の促進

こどもの権利条例の全文は、市ホームページに掲載しています。



ID:1038500